



3 建 災 防 技 発 第 7 1 号
令 和 3 年 3 月 9 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専 務 理 事
(公 印 省 略)

令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

今般、厚生労働省より、標記について別添のとおり周知依頼がありました。

これまで、厚生労働省では職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値）においては、死亡者数が7月に3人、8月に14人となり、令和元年の発生状況と比較して3人減の結果となっておりますが、業種別の発生状況でみると、全体の19人中、建設業は4人と製造業に次いで2番目に多い結果となりました。

厚生労働省を中心として、昨年に引き続き、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施することとしております。

今回のキャンペーンでは、特に実施要綱にある 7(2) 各労働災害防止協会等の実施事項として、下記の事項があげられていますので詳細について本通達をご確認ください。

また、本キャンペーンの主な改正点としては、次のとおりですので詳細について併せて本通達をご確認ください。

- ・環境省、気象庁共同の熱中症警戒アラートの運用開始予定（P3（1）ア）
- ・新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた熱中症予防対策（P6（2）エ.（ア）③）
- ・必要に応じた作業開始前や休憩時間中のプレクーリングの検討（P7（2）エ.（オ））

つきましては、本件について、貴支部会員事業場及び講師等に対し、より一層の熱中症予防対策の周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等の配慮をするよう依頼がありましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

本件に関する周知依頼文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。

記

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
- ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

以上